



- 認定申請は、法の施行日(令和8年12月25日)から行うことができます。
- 以下の図は、施行後速やかに認定申請を行う場合の対応を示したものであり、実際の対応時期は申請時期によって異なります。

令和8(2026)

※1 各種ひな型・参考資料については別紙1を参照。

1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
----	----	----	----	----	----	----	----	----	-----	-----	-----

国からの  
周知資料等

▲  
ガイドライン  
(1月9日)

- 研修教材
- 周知啓発資料
- 報告・対応ルールひな型
- 事務手順マニュアル

▲  
法施行  
(12月25日)

システム  
登録

GビズID取得  
(法人・運営者等で取得)

※2 こども性暴力防止法関連システム(こまもろうシステム)のアカウント登録は施行後に実施

犯罪事実  
確認・  
防止措置

制度についての従事者等への周知(犯罪事実確認の対象になる旨など)

対象従事者の範囲、不適切な行為の範囲の検討・確定       犯罪事実確認の実施体制整備(責任者の選任)

就業規則の見直し(不適切な行為の範囲、懲戒事由等)、採用募集要項等の見直し      ※3 詳細は別紙2参照

採用過程での性犯罪前科の事前確認      ※3 詳細は別紙2参照

安全確保  
措置

児童対象性暴力等対処規程の作成

体制整備(相談窓口設置・周知等)

性暴力事案の疑い発生時の報告・対応ルール策定・周知

従事者向け研修の計画策定・実施

児童等・保護者向け周知・啓発

情報管理  
措置

情報管理規程の作成、規程に沿った情報管理体制の整備

情報管理担当者向け研修の実施

その他

(委託・指定管理等を行っている場合) 共同認定申請に向けた役割分担の検討

事業者向け研修の受講